

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和2年度第2回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○泉援護企画課長 改めまして、皆様、援護企画課長の泉でございます。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

前回同様、ウェブ会議での開催をさせていただくこととなりました。御理解のほどよろしくお願いいたします。

会議中にシステムの不具合が発生したり、あるいは、その他操作方法など御不明な点がございましたら、事務局まで御連絡いただきたく思います。

また、前回も御注意申し上げましたので同じことで恐縮でございますが、音声がハウリングをしたり、マイクが周囲の雑音を拾ってしまうことがございますので、会議中に御発言いただく場合には、マイクをオンにして、お名前と発言がある旨をお声がけいただきたく思います。座長から、順次、指名をさせていただきます。御発言が終わりましたら、マイクを、ミュート、オフにさせていただきたく思います。

本日は、前回も申し上げましたけれども、役所は夏の軽装期間に入っております。役所側の参加者はネクタイのない軽装で出席をさせていただいております。また、会議室において私どもはこの有識者会議に参加させていただいておりますので、マスクをさせていただいております。あらかじめ御了承いただきたく存じます。

それでは、令和2年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、援護企画課の泉と申します。

本日は、全ての構成員の方に出席いただいております。

オブザーバーとして、日本戦没者遺骨収集推進協会からは竹之下専務理事に、日本遺族会からは畔上専務理事に御参加いただいております。

事務局方の出席者については、出席者名簿にあるとおりでございますが、社会・援護局長の谷内繁につきましては、本日、国会の用務のため、欠席とさせていただきます。御了承いただきたく存じます。

前回同様、傍聴はありませんが、会議終了後に、オンラインで記者ブリーフィングを行うこととしております。

また、会議資料は開催日に、議事録は後日速やかに、ホームページに掲載いたします。

まず、資料の確認でございますが、あらかじめお送りしておりますけれども、出席者名簿、議事次第、資料1-1、資料1-2、参考資料をメールで送付しております。

資料の配付漏れ等ございましたら、事務局までお申し出いただければと存じます。

先生方、よろしゅうございましょうか。

途中でお気づきの点がありましたら、また事務局までお声がけいただきたく存じます。

それでは、戸部先生、進行をお願いいたします。

○戸部座長 戸部でございます。おはようございます。よろしく申し上げます。

今、泉課長から御説明がありましたように、今日は、これまでの2つのチームの報告書と前回御討議いただいた有識者会議の意見の取りまとめに基づいて、厚労省として取るべ

き対応策について御説明いただくことになっております。正式には、「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」という文書であります。

それでは、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○泉援護企画課長 それでは、資料1-1と1-2を用いて説明をいたします。

まず、資料1-1を御覧ください。「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」と題する資料でございます。

まず、1ページ目を御覧いただきますと、「有識者会議での指摘と提言について」をまとめてございます。調査チームからは、令和元年12月23日に報告を頂きました。担当部署内の問題点についての検討体制の欠如、情報共有や引継ぎの欠如等を指摘いただきました。また、科学的所見への適切な対応、引継ぎ・情報共有の徹底、積極的な情報公開、チェック体制の構築等を行うべきとの提言を頂きました。専門技術チームからは、令和2年3月25日に報告を頂きました。指摘を受けたロシアの9埋葬地のうち、7埋葬地が日本人を主体とした埋葬地でないとの判定結果を頂いております。科学的鑑定を終えるまでは焼骨を行わないなど、今後の遺骨収容・鑑定の具体的なプロセスや、収容・鑑定体制の強化等について、提言を頂きました。当有識者会議からは、令和2年5月14日に、両チームからの報告を踏まえ、有識者会議としての意見の取りまとめを頂いたところです。これらの頂きましたことを踏まえ、遺骨収集事業のガバナンスの強化等を図るとともに、収容・鑑定の在り方を見直し、科学的所見への適切な対応を行うこととしてございます。

見直しの具体的な内容につきましてまとめたものが2ページ目の資料ですが、詳細に説明させていただきたく思いますので、資料1-2を用いて説明したく存じます。資料1-2を取り出していただきたく思います。先生方、資料1-2はお手元にありますでしょうか。もしお手元にないということがあれば、事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、資料1-2を御説明させていただきたく思います。

1ページ目は、表紙。

開きまして、目次があります。

1ページ目から始まっております。経緯と、有識者会議の調査チーム、専門技術チームからの報告は、先ほど御説明したとおりでございます。

2ページ目、1行目から有識者会議からの意見の概要が書いてございます。見直しの具体的内容につきまして、2ページ目の上から12行目辺りから「第2章 見直しの具体的内容」が書いてございます。そこから御説明申し上げます。

「第2章 見直しの具体的内容」でございます。

有識者会議からの意見等を踏まえ、遺骨収集事業のガバナンスの強化等を図るとともに、収容・鑑定の在り方を見直し、科学的所見への適切な対応を行います。

「第1 ガバナンスの強化（情報共有・管理体制の整備）、情報公開」でございます。

有識者会議からの意見を踏まえ、今般と同様の事例の再発を防止するため、以下のように取り組むことといたします。

「① 科学的所見への適切な対応」でございます。厚生労働省社会・援護局の組織体制の強化を行います。これは仮称でございますが、社会・援護局に戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンターを設置し、外部専門家も登用することにより、遺骨鑑定に係る知見・情報等を一元的に管理し、厚生労働省として科学的な鑑定を行う体制を段階的に整備いたします。令和2年度中の事実上の業務の開始と令和3年度からの組織の設置を目指してまいります。2つ目の○です。社会・援護局に「遺骨収集事業統括チーム」を設置いたします。令和元年10月に、遺骨収集事業の統括、企画及び進捗の管理を徹底するため、社会・援護局に担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」を設置しております。社会・援護局援護企画課が事務局となり、同チームにおける会合を定期的開催し、事業課等の業務の進捗管理を実施しております。また、今後、外部の専門家を社会・援護局へ登用してまいります。遺骨収集に関する研修の強化も実施してまいります。DNA鑑定を直接担当する職員に加えて、遺骨収集に携わる職員に対し、専門家からの研修も実施いたします。現地での収集方法についての研修や遺族の思いを聴くことなど、遺骨収集に関する研修内容を充実してまいります。研修の実施回数を増加してまいります。研修の再受講を希望する職員への参加機会の確保も図ってまいります。

2ページ目、一番下から2行目、「② 担当部署職員としての責任を持った対応」についても記載させていただきました。担当の事務を明確化させていただきたく思います。3ページ目に移りまして1行目、令和2年4月から、所属集団の鑑定を社会・援護局の事務として正式に位置づけております。また、幹部職員の遺骨収集等への参加も図ってまいります。社会・援護局の援護の部門の幹部職員などは、少なくとも年に1回は、遺骨収集、現地調査または慰霊巡拝等に参加し、実務経験を積むとともに、遺族と接し、遺族の心情をより一層理解するよう努めてまいります。

「③ 問題を指摘された場合の情報共有の徹底」、適切な引継ぎ及び情報共有の実施を図ってまいります。担当者の異動の際の適切な引継ぎに加え、「遺骨収集事業統括チーム」における会合の定期的な開催により、ネガティブ情報を含めた重要課題を局内で日常的に共有してまいります。また、同チームにおいて、各職員が適切に引継ぎを行ったかを確認してまいります。

「④ 不都合な問題の引継ぎ、公表」を図ってまいります。ネガティブ情報の報告、共有のため、「遺骨収集事業統括チーム」における会合の定期的な開催を行います。これは、先ほどのことと同じことが書いてございます。また、注意を要する事案が発生した場合には、インシデント・アクシデントレポートを作成し、この「遺骨収集事業統括チーム」に報告することとしております。また、この有識者会議を定期的開催し、ネガティブ情報を含めた事業の実施状況を報告してまいります。

「⑤ 情報公開」でございます。この有識者会議への報告、また、DNA鑑定人会議の詳細な議事要旨の公表を図ってまいります。

「⑥ チェック体制の構築」でございます。まずは、「遺骨収集事業統括チーム」を設

置ることがそれに当たります。再掲でございますので、説明は省略いたします。有識者会議の役割の明確化でございますが、前回よりこの有識者会議の名称を「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に変更したところでございます。前回、遺骨収集事業全体についての有機者会議であることを明確にしたところでございます。

4 ページ目、「⑦ リスクの予想と不測の事態への対応」でございます。偶発事象に適切に対応するためのコンティンジェンシープランの策定を図ってまいります。次に、このリスクへの対応は、統括チームの設置等によっても対応されることとなります。

続きまして、大きな柱の2つ目、「第2 収容・鑑定のあり方の見直し」でございます。

科学的所見の適切な対応を図ってまいります。遺骨収集事業は、遺族の心情を第一に考えるとともに、専門的な知見を踏まえ、遺骨の収容から鑑定まで、厚生労働省が統一的に責任を持って進めることが重要でございます。具体的には、以下のように実施してまいります。なお、特に遺骨収容に関しましては、相手国との関係で、以下のプロセスによりがたい場合もございますけれども、その場合においても、可能な限り、以下のプロセスに沿って対応してまいります。

「(1) 今後の遺骨収容のプロセス」でございます。

(収容前のプロセス)におきましては、埋葬地資料または海外公文書館の資料や、現地での証言等の手がかり資料に基づき、厳密な調査を行い、必要に応じて専門家の意見も聞くなど、科学的・専門的な知見も踏まえ、調査結果を確実に分析した上で、現地政府等と協議し、遺骨収容場所を決定してまいります。遺骨収集団員に対する収容方法等の事前の説明についても徹底してまいります。

(現地での収容作業)につきましては、埋葬地等の周囲の状況、また、埋葬状況等について必ず写真撮影を行うなど、判断の根拠となる情報を正確に残しながら、収容作業を行ってまいります。遺骨の形質についても、現地の鑑定人に加え、日本側の遺骨鑑定人が形質鑑定を行い、年齢や性別について矛盾がなく、モンゴロイドと判定できるか確認を行います。形質鑑定において、交戦国の兵士等と判定した場合は、遺骨は日本に持ち帰りません。埋葬地資料または海外公文書館の資料や、現地での証言等の手がかり情報、さらには埋葬の状況、遺留品等の状況等を踏まえ、日本人の遺骨である蓋然性について総合的に判断し、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定等の検体を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管いたします。これまでとは異なり、科学的鑑定を終えるまでは焼骨を行わないこととなります。遺留品等から現地住民等と判定できる場合には、遺骨は日本に持ち帰りません。5 ページ目でございます。歯、四肢骨及び側頭骨の錐体部、以下「検討採取部位」としてございますけれども、それがない場合につきましては、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位か判断できるものから判断して遺骨を検体として持ち帰ります。遺骨の収容に関し、個別の遺骨について、収容状況等を写真撮影し、記録をいたします。また、収容時の判断の根拠などについて、写真も含め、作成する報告書に遺漏なく記載してまいります。また、同行する遺族等の心情を踏まえ、現地において慰霊

の場を設けます。

(送還プロセス) につきましては、遺骨の形質の鑑定や遺留品等により日本人の遺骨である蓋然性が高いと判断された場合に検体のみを送還することといたします。検体部位の鑑定は遺骨鑑定人が行うこととし、以下の部位を検体といたします。それぞれ、個性がある場合、個性がない場合とそれぞれ細かく区分けして記載してございます。このところにつきましては、御覧いただくということで、私の言葉による説明は省略をさせていただきます。同じ5ページ一番下の行、日本でのDNA鑑定等による所属集団の判定により日本人の遺骨であると判定された遺骨については、現地焼骨の上、日本へ送還いたします。遺骨を送還後、日本において遺骨引渡式等の慰霊の場を設けてまいります。

6ページ目の上から3行目、「(2) 今後の遺骨鑑定のプロセス」でございます。

今後の遺骨鑑定につきましては、次のように実施いたします。所属集団判定のためのDNA鑑定と並行して、現在と同様、身元特定のための専門家による会議において身元特定のためのDNA鑑定結果について議論をしております。ウェブ上のデータベースを参照したDNA分析及び次世代シーケンサによるSNPでございしますが、従来の身元特定のためのDNA分析と同様に、STR型を基本とした分析を行ってまいります。国際的に利用されているウェブ上のデータベースの分類で、日本人の遺骨であると判定される場合、日本人の遺骨である可能性が低い場合、また、判定負荷の場合、それぞれ区分けをしております。

6ページ目、下から5行目ぐらい、所属集団判定のための専門家による会議を開催いたします。所属集団判定のための専門家による会議で議論した上で、日本人の遺骨であるかどうかの判定を行いまして、以下の対応を取ってまいります。日本人の遺骨であると判定される場合につきましては、現地で保管している他の部位の遺骨について、現地で焼骨・慰霊を実施した上で日本に持ち帰ります。日本人の遺骨である可能性が低い場合につきましては、相手国に協議した上で検体を原則返還してまいります。次世代シーケンサによるSNP分析を経ても判定不可の場合につきましては、同会議におきまして、DNA鑑定や形質鑑定の結果・埋葬資料・遺留品等を総合的に勘案して議論した上で、①または②の対応とさせていただきます。

また、個性のない破片状の遺骨につきましては、遺留品等の状況から日本人の蓋然性は高いが、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見てどの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNAの抽出ができないため、御遺族の心情を踏まえて、現地で焼骨をいたします。なお、どの程度の状態の遺骨を鑑定するかにつきましては、今後、DNAの抽出状況を踏まえて見直していくことも検討してまいります。

3つ目の柱の御説明です。7ページ目の中ほど、「第3 見直しを実施するための体制の整備」についてでございます。

今御説明いたしました見直しを、厚生労働省が統一的に責任を持って実施するため、以下の体制整備等を行ってまいります。

まず、令和2年4月から、所属集団の鑑定を社会・援護局の事務として正式に位置づけ

ております。社会・援護局に、仮称でございますが、戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンターを設置することといたします。外部専門家も登用することとし、遺骨鑑定に係る知見・情報等を一元的に管理し、厚生労働省として科学的な鑑定を行う体制を整備してまいります。ここは再掲でございます。鑑定体制について、早急に鑑定ができるよう体制を整備いたします。当面は、国や大学などの研究機関が分担して実施してまいります。技術の進歩や戦没者遺骨の鑑定における課題等を継続的に評価し、鑑定方法の見直しを行うため、専門家による技術評価や助言を行う体制も必要であり、このための会議体を設けます。遺骨の身元特定を行うDNA鑑定に用いるデータと同じデータを、遺骨から所属集団を判定するためのDNA鑑定でも利用することとなること等も踏まえ、身元特定のための鑑定に協力する大学等の機関の拡充についても検討を行ってまいります。米国等の情報交換や技術協力も視野に入れるとともに、次世代シーケンサによるSNP分析や同位体比分析など新しい技術についても積極的に研究、活用してまいります。

(形質鑑定の専門家の人材育成など収容体制の強化) についてでございます。形質人類学などこの分野に精通した人材が日本には多くないため、長期にわたる課題ではございますけれども、遺骨収容に関わる人材の研修を行い専門性を高めるなど、人材育成を図ってまいります。検体とする部位の判断を的確に行うため、DNA抽出の結果、その可否については、その都度、遺骨の形質鑑定の専門家に情報共有を行うことといたします。

(所属集団の判定の手法等) についてでございます。遺骨の鑑定については、様々な分析技術の研究が進められていることを踏まえ、信頼性、実用可能性等の観点から、適切な技術を選択、活用し、判定を行います。このため、各分析技術の特性(仕組み、確度、コスト等)を踏まえ定期的に鑑定方法の見直しを行うことや必要に応じて複数の分析技術を組み合わせるまいります。また、生化学的な分析技術だけでなく、従来からの史料、証言等との組合せも活用してまいります。次世代シーケンサによるSNP分析は、これまで戦没者の遺骨を用いて実施した例がないことから、実施した結果を踏まえ、分析方法等を見直しながら活用してまいります。安定同位体比分析は、所属集団の判定に関して安価に実施できる可能性があることから、実用化に向けた研究を行ってまいります。また、放射性同位体比分析は、生存年代推定が実施できることから、必要に応じて、古墓由来の遺骨等とのスクリーニングに活用してまいります。

(DNA鑑定や遺骨収集に関する職員研修の実施・強化) につきましては、再掲となっているので、省略をさせていただきます。

9 ページ目、「おわりに」としてございます。

さきの大戦におきましては、数多くの方々が祖国を思い、愛する家族を案じながら、戦場に倒れ、あるいは、戦後、遠い異郷の地でお亡くなりになったところがございます。私どもは、今日の我が国の平和と繁栄が戦没者の方々の尊い犠牲の上に築かれたものであることを決して忘れてはならないと考えております。戦没者の遺骨収集の推進に関する法律によりまして、戦没者遺骨収集の推進は国の責務とされ、平成28年度から令和6年度まで

が遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定められております。今般、遺骨収集事業において、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年にわたり適切な対応が行われてこなかったことについて、深く反省いたしております。二度と繰り返さないという強い信念の下、遺骨収集の方法の改善に努め、事業実施体制を抜本的に見直してまいります。本取りまとめに基づきまして、一柱でも多くの御遺骨を、一日も早く、ふるさとに、そして、御遺族の元にお返しできるよう、遺骨収集事業に取り組むとしてございます。

続いて、別添でございますが、コンティンジェンシープランの策定について、別にまとめてございます。さきの私の説明と重なるところが多くございますけれども、事業やプロジェクトにおいて生じる可能性のある偶発的なリスクに対して、これが顕在化した場合に対応できるよう、事前に定めておく対応策などのことであります。コンティンジェンシープランを想定される事例等につきましては、御覧のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

最後に、プロセスについてフローチャートにまとめてございます。もとより、これは専門技術チームにおいておまとめいただいたフローチャートそのままの形ということでございますので、口頭による説明は省略させていただきたく思います。

一通りの説明は終わったところでございます。

以上でございます。

○戸部座長 泉さん、ありがとうございます。

それでは、今御説明いただいた厚生労働省の対応について、皆さんから御質問あるいは御意見を頂戴したいと思っておりますが、全部にわたって一括してやりますと焦点が若干ぼやける可能性がありますので、報告書といいますか、この見直しについてという文書の第2章について皆さんに集中的にお考えいただきたいと思っておりますけれども、これを3つに分けて、2ページ以降のガバナンスの強化、情報公開、4ページ以降の第2、収容・鑑定の在り方の見直し、7ページ以降の第3、見直しを実施するための体制の整備、この3つに分けて御質問あるいは御所見を頂戴したいと思っております。

まずは、第1、ガバナンスの強化、情報公開という部分であります。これについて御質問や御意見がありましたら、お名前をおっしゃっていただいて、その上で、私から指名をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

浜井先生、手を挙げていらっしゃるのかな。お名前を言ってくださいね。よろしくお願ひします。

○浜井構成員 帝京大学の浜井でございます。よろしくお願ひします。

もしかすると後の話にも関わってくるかもしれないのですが、恐らく第1に関わるだろうということで、2点、質問させていただきたいと思っております。

1つ目でありまして、第2章第1の①、2つ目の○に「遺骨収集事業統括チーム」を設置したということがございます。このチームに関しては、報告書でも何度か出てきて、事

業の取りまとめということで非常に大きな役割を果たすものだと考えられるわけですが、この「遺骨収集事業統括チーム」はすでに令和元年10月に設置されて既に運用されているという御説明がございました。報告書の中にも、定期的に会合を開催ということでもございましたが、このチームに関して、この4月、5月までの段階で、これまで何回会合を開いてきたのか、そして、それらはきちんと会合の記録が残されているのか、その記録の保存期間、記録文書の保存期間は何年かということについて、まず、1点、お尋ねしたいということです。これは、今回の報告で見直しの柱として情報共有の徹底をうたっているわけですが、これがきちんとなされているかということについてお聞きしたいということです。

もう一点について、こちら第1のところでお聞きするかどうか微妙かもしれませんが、コンテンツエンジンプランについて言及されているのでお聞きするわけなのですが、今回、専門技術チームによって、ロシアから持ち帰ってきた御遺骨、フィリピンの検体についても、日本人の可能性が低いという結論が出されたわけでありまして。こちらの御遺骨あるいは検体、既に千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨したのも既にあったわけなのですが、これらの扱いについて、既に何か相手国とのやり取りなり処理が始まっているのか、その状況について教えていただきたいということです。

この2点でございます。

○戸部座長 浜井さん、ありがとうございます。

それでは、事務局から御説明をお願いしますでしょうか。

○泉援護企画課長 「遺骨収集事業統括チーム」の開催頻度と、記録保存はちゃんと行われているのかというお尋ねを頂きました。また、ロシアとフィリピンから収容してきた遺骨、フィリピンについては検体でございますが、相手国との調整はどのようになっているのかという御質問だったと思います。

まず、「遺骨収集事業統括チーム」につきましては、原則として週に1回の開催にしておりますが、ゴールデンウィークなどそろわない場合がございますので、その場合は、2週に1回となっているケースもございます。また、会議につきましては、その都度、口頭で御説明する、それぞれ口頭で担当者から説明するという形で行われておりますが、御指摘を踏まえ、どのような議題とされたのかということについては、記録に残していくということをしてまいりたいと思います。

日本人の可能性が低いとの指摘を受けた御遺骨につきましては、現在、その事実関係について相手国に状況の説明をしているということでございます。今後の取扱いにつきましては、相手国との意思疎通を図りながら相談して決めていくことになろうかと思っております。

以上です。

○戸部座長 泉さん、御説明ありがとうございました。

浜井先生、これでよろしいでしょうか。

○浜井構成員 お答えをありがとうございます。

1点、コメントをさせていただきたいと思います。この「遺骨収集事業統括チーム」に関して、口頭でいろいろ説明をしたり、情報共有をされている、そして、議題等について記録に残すということを御検討くださるということですが、その会合の内容についても、きちんと文書で記録して、保存して、情報共有をしていただきたいと思います。こちらはコメントでございます。

以上でございます。

○戸部座長 浜井先生、ありがとうございます。

今の浜井先生のコメントについて、それから、確認のために教えていただきたいのですが、この統括チームの構成はどういう形になっているのでしょうか。もう一度、教えていただければありがたいと思います。

事務局からお願いいたします。

○泉援護企画課長 この「遺骨収集事業統括チーム」は、ここの資料でございますとおり、まず、

トップが社会・援護局の援護担当審議官でございます。今は辺見でございますが、これが長になります。援護企画課が私と総括補佐の立場の者、また、企画法令担当の課長補佐も出席いたしております。事業課では、事業課長、事業推進室長、鑑定調整室長、また、それぞれの課室の担当課長補佐が出席しております。

○戸部座長 ありがとうございます。

泉さん、浜井先生のコメントについては、何か御意見がおありですか。

○泉援護企画課長 御指摘のとおりかと思えます。情報公開は、今後、非常に重要になるということでございますので、個人情報に当たるものをどう扱うかという問題はありますけれども、今後、「遺骨収集事業統括チーム」においてどのような議題が話し合われたのかということについては記録に残してまいりたいと存じます。

○戸部座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの構成員の方々、第1の部分につきまして御質問や御意見がありましたらまたお願いしたいと思います。いかがでしょうか。お名前を言っていただければありがたいと思います。

○熊谷構成員 ありがとうございます。熊谷でございます。

今回、このような形で「遺骨収集事業統括チーム」がつくられて、全般的な管理・統括を図ることができたのは非常に良かったと思っております。特に援護企画課と事業課のそれぞれの役割分担が明確にされて、チェック体制をより明確にしていくことが明らかにされたことは、今後の実施については非常にいいことだと思っております。

1点、浜井先生の御質問とも関係するのですが、けれども、「不都合な問題の引継ぎ・公表」との関係で、ネガティブ情報というお話とインシデント・アクシデントレポートというお話があって、インシデント・アクシデントレポートはともきちんと書面にするというお話のようなのですが、けれども、ネガティブ情報は必ずしもそうではないというニュアンスも

感じ取れるのですが、できればそういったネガティブ情報も何らかの形で書面にしておくことが共有という意味では重要なのかなと思っておりますので、現在、どういうふうにその辺りの区別を考えておられるのかということと、今後の問題として、ネガティブ情報の取り扱い方についても、コメントを頂ければと思います。

以上です。

○戸部座長 熊谷先生、ありがとうございます。

事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

○泉援護企画課長 今、ネガティブ情報を書面にして共有することが重要であるということと、インシデント・アクシデントもレポートにするわけですがけれども、それらを残すことが重要という指摘と、また、ネガティブ情報とインシデント・アクシデントの区別をどう考えているかという御質問を頂いたと思います。

まず、ネガティブ情報について、これは御指摘のとおりで、恐らくネガティブ情報は、明確にネガティブというのがなかなか定義しにくいといいますが、明確に定義するのはなかなか難しいと思うのですがけれども、恐らくは、遺骨収集で対応が必要という情報の中の、特に放置しておく今後大変になる、インシデント・アクシデントにつながるという性格のものだろうと思います。そうしたものについて、先ほどの統括チームの記録の考え方で、そうした形で記録に残しておくことを考えております。

インシデント・アクシデントとの区別につきまして、正直、今の段階でどう区別するかということは特に御説明できる内容はないのですが、今の御指摘を踏まえて整理した形でできるように、今後、検討してまいりたいと思います。

○戸部座長 ありがとうございます。

熊谷先生、今の御説明でよろしいでしょうか。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

引き続きの検討課題ということでよろしく願いいたします。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかに、構成員の方々から御質問や御意見はいかがでしょうか。

なければ、オブザーバーのお2人から何か御質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○竹之下氏 戦没者遺骨収集推進協会の竹之下です。

特にございません。

以上です。

○畔上氏 日本遺族会の畔上です。

特にございません。

○戸部座長 ありがとうございます。

構成員の方々で、今、思いついたという御意見や御質問はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、第2に移りたいと思います。4ページ以降の収容・鑑定の在り方の見直しという部分について、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。

どなたか御質問はありませんか。

私から1点だけ質問させていただきたいと思うのですが、前回御同意いただきました有識者会議としての意見の取りまとめの3ページ目のところをお持ちでありましたら開いていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

3ページ目の「(2) 遺骨鑑定とその結果に基づく対応について」というところがありますが、そこで、今まで厚労省が持っておられた鑑定についてのデータをデータベース化するという、これは調査チームの報告書にあった部分だと思いますが、この点はいかようなったのでしょうか。どこかに含まれたと考えておくべきなのでしょうか。

事務局から御説明があればお願いしたいと思います。

○橋本鑑定調整室長 鑑定調整室の橋本です。

発言いたします。

座長の御指摘のとおり、データベース化につきましては、既に約1万のデータベース化につきましては、入力中ということで、おおむねこちらにつきましては5月末をめどに完了を目指している状況でございます。それを踏まえた上で、今回、データベースありきの今後の抜本的な見直しということで、そのデータベースを活用した上で所属集団の推定といたしますか、STRを用いてウェブサイト上で参照、なおかつ、そこで判断できないものにつきましては、今後、次世代シーケンサによるSNP分析といったものに取りかかるという見直しをし、考え方を整理しまして、今回、方針を示した次第でございます。

以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

既に実行中なので、あえて明記しなくても十分だとお考えになったということと理解してよろしいでしょうか。

○橋本鑑定調整室長 そのとおりでございます。

○戸部座長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに、第2のところについて御質問あるいは御意見がありましたら、構成員の方々からお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○犬伏構成員 犬伏です。

第2のところなのですけれども、先ほどの浜井先生の質問と同種の質問となりますけれども、今年度の遺骨収集事業の計画に、この見直しはある程度は反映しているといえますか、どの程度今年度の計画に盛り込まれているといえますか、反映しているという実情についてお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○戸部座長 犬伏先生、ありがとうございます。

事務局から御説明をお願いします。

○佐藤事業推進室長 事業推進室の佐藤でございます。

今お話のありました今年度につきましては、ただいま、現地での収容作業等について、これを踏まえた作業等ができるように準備はしております。実際の派遣に当たっては、コロナの影響などがありまして日程等は不明確なところがありますけれども、作業等においては、ここにあるものを盛り込んでいきたいと考えております。

○戸部座長 佐藤さん、ありがとうございます。

犬伏先生、今の御説明でよろしいでしょうか。

○犬伏構成員 結構です。よろしくお願ひしたいと思います。

○戸部座長 ありがとうございます。

第2の部分ですが、ほかに御質問や御意見はいかがでしょうか。

オブザーバーの畔上さんや竹之下さんからは何か御質問がおありでしょうか。

畔上さん、いかがですか。

○畔上氏 今回のこの見直し案でありますけれども、有識者会議の提言を十分に受けての報告と理解しております。そういう中で、鑑定方法が今までとは大変さま変わりしておりますけれども、このDNA鑑定あるいは安定同位体、さらにはシークエンサ等々、あらゆる科学的な根拠に基づいての鑑定になろうかと思っておりますけれども、今後、この作業が、いかに速やかに、確実に、そして、十分な結果が得られるかどうか、ここが大きなポイントになろうかと思っております。ぜひとも厚労省においては率先してイニシアチブを取って進めていただきたい。このように思います。

もう一点、収集について、検体を基本的に可能な限り持ち帰ると書かれております。これは、実際の収集に当たっていろいろ問題点等々も現実の問題として出てこようかと思っておりますけれども、時間的なロス等も考えますと、収集のときだけではなくて、また、現地調査を収集に前もって行っておりますので、その際にも可能なものであれば持ち帰っていただく等々を、今後、課題として検討していただければと思います。

以上です。

○戸部座長 畔上さん、ありがとうございます。

竹之下さんはいかがですか。何か御質問はおありでしょうか。

○竹之下氏 私どもは、令和2年度の予算で大々的にもうちょっと事業を広げるということを厚生労働省から指示いただきまして、人を拡充する、また、その人たちが入り切れるだけのスペースが必要だということで、全員ではありませんが、6月から人を増やしたり、また、キャパシティの問題で事務所も移転しました。先々週、移転しました。しかし、同時に新型コロナの感染拡大が進んできて、体制はつくったけれども行動に移しようがないというへんてこな状況に今はあります。ただ、再開して事業ができるようになったらいつでも直ちに対応できるようにということを、今、心がけているところです。

前回、私が申し上げましたように、鑑定体制が充実することは、同時に、鑑定が慎重になって、一旦検体だけを持ってきた遺骨の鑑定された結果が出るのが相当先になるのでは

ないかということ、社員団体の皆さんは心配しています。

したがって、私としては、できたら、目標を3か月なり4か月なりで、遺骨収集団に参加した関係者、特に遺族の方が、数か月後に同じメンバーで預けてあった遺骨を引き取りに行くという形になれば、皆さんは納得するのではないかと思います。

以上でございます。

○戸部座長 竹之下さん、ありがとうございます。

今竹之下さんがおっしゃったことについて、何か事務局側の見解はおありでしょうか。

○泉援護企画課長 まず、戦没者遺骨収集推進協会におかれましては、今後の事業の拡大を見据えて、竹之下専務理事の御説明にありまして、事務所の移転、また、所属する職員の方の増員を実施しておられます。一方で、新型コロナウイルスのため、全ての海外遺骨調査、また、海外収容派遣が停止することになっておりまして、誠に状況が悪い中で、実施体制の強化をさせていただいているという状況でございます。事務局として、私も厚生労働省としては、感謝申し上げているところでございます。

また、今、推進協会の構成団体の皆様の中では、戦没者遺骨の科学的な鑑定を進める上で鑑定に要する時間が長くかかってしまうのではないかと懸念があることは、当有識者会議の場でもお伝えいただいていますし、また、様々な場でお伝えいただいているところでございます。そうしたお声は重々承知しておりますので、迅速な鑑定ができますよう、体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

今、お話にありましたように、既に今日の厚労省側の御説明にあった対応策の第3に入っていると思いますが、7ページ以降の第3、見直しを実施するための体制の整備という部分について、構成員の方々から何か御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

浅村先生、何か御意見はおありでしょうか。

○浅村構成員 浅村です。

1点だけちょっと気になるところがあるのです。8ページの真ん中辺りに書かれているのですけれども、次世代シーケンサによるSNP分析はこれまで御遺骨を用いた実績がない、実施した例がないことから、実施した結果を踏まえて活用していくというくだりがあるのです。以前から私は専門技術チームでお話しさせていただいているのですけれども、ずっとこれまで実施した例がないというくだりで来てしまって、かなり長期に及んでいるのですけれども、実際、施行されていないのかいるのかというところが、中にいながら私も分かっていないのです。この次世代シーケンサによる分析は、議論されてからかなり長期に及んでいるので、実際のところは数例でも実施されているのでしょうか、いないのでしょうかというのを、ちょっと厚労省の方にお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○戸部座長 浅村先生、ありがとうございます。

事務局の側から御説明をお願いしたいと思います。

○橋本鑑定調整室長 発言いたします。

次世代シーケンサによるSNP分析でございますけれども、今、浅村先生からお話がありましたように、戦没者遺骨を用いて実施した例は、現時点ではございません。

なお、今後、こちらの事業費の中から、シーケンサの研究及び実用化に向けてというか、そういったものも、受託者との契約を結び着手していただくよう、今後、取り扱う予定でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

浅村先生、今の御説明でよろしいでしょうか。

○浅村構成員 結構長い間、このシーケンサは、今回の最終的なまとめでも次世代シーケンサがかなり前面に出てきている内容ですが、実際のところ、机上の話というか、実際には行われていないことではあるので、少し懸念が残るところがありますので、できるのだということを含めて、ぜひ早い時期に例を示していただきたいなと思っております。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

事務局側から、今、付け加えることはありますか。

○泉援護企画課長 今回の橋本室長の答えに若干の補足をさせていただきます。

次世代シーケンサを用いたSNP分析につきましては、令和2年度予算で予算化をしております。今年度から、その事業を受ける事業者、受託事業者を決める手続に入っております。今、大体手続がかなり進んできたところでございます。程なく受託事業者と契約を結びまして、実際にSNP分析を用いた戦没者遺骨の鑑定に着手できるという段階に入ったかと思っております。

初めての試みでありまして、事業の予算事業化から始めなければいけなかったことがありまして、今まで時間がかかっておりますけれども、間もなく事業者との契約に至り、事業を開始できるかと思っております。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

それ以外に、第3の部分について何か御質問や御意見はおありでしょうか。

○浜井構成員 第3のところ、2点、質問がございます。

1点は、戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンターについてです。こちらのセンターは、今年度から事実上の業務開始、令和3年度からの組織の設置を目指すということでございますが、このセンターについて、特に来年度からの組織としての規模感といいますか、どういう人員の体制で行っていくのかということについて教えていただきたいのと、来年度においても実際の鑑定は大学などの機関に委託することになるのか、それともこのセンターで実際の鑑定作業なども行っていくことが想定されているのかということについて教え

ていただきたいというのが1点です。

もう一点は、その次にある形質鑑定の専門家の人材育成等について、この人材はまだ日本には多くないということも記載されておりましたが、例えば、今年度、令和2年度において、日本から同行する遺骨鑑定人、形質人類学の専門家は、何人体制で行う御予定なのか。それを、例えば、何人ぐらいまで増やしていくというビジョンがあるのかということについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○泉援護企画課長 ただいまの浜井先生からの御質問が、2点、ございました。

鑑定センターの人員の体制、どの程度の規模で、こういった人材をそろえていくのかという御質問、それから、鑑定につきまして、来年度から行う実質的な事業について、実際には大学に鑑定を委託していくのか、将来的にはどうやっていくのかという御質問がございました。

それから、形質鑑定の人材育成の観点の御質問がございました。

まず、1点目、鑑定センターでございますが、この夏から実施していき、形式はともかくといたしまして、実質的な業務の開始をしたいと存じております。当面、人材は現在の事業課鑑定調整室の人員が併任で進めるという形になりますが、既に正式な業務として位置づけられました所属集団の鑑定、また、従来から行っております本人特定の鑑定、両方の鑑定の分析を進めていくこととなります。今後、外部の専門家の登用も行っていくことにしておりますので、この夏、事実上の業務の開始のときから、できれば外部の専門家の雇用も行っていきたいと考えております。また、実際にこの分析の作業は誰が行うのか、どの機関でやっていくのか、従来の大学などの鑑定機関にお願いしていくのかという御質問がございました。当面、現在御協力いただいております大学の機関において鑑定を行っていただくことは今後も引き続きお願いしなくとも、将来的にはセンターが自ら分析する体制を整えることも検討してまいりたいと考えております。

形質鑑定の人材育成につきまして、日本から同行する専門家の体制について、何人体制かという質問がございましたけれども、今、数字を手元に持っておるかどうか確認してお答えいたします。

○戸部座長 お願いします。

○佐藤事業推進室長 今、浜井先生から御質問のありました件につきまして、現地に派遣する形質鑑定の専門家については、全ての遺骨収集団に必ず1人ということで予定しております。今まで御登録いただいているといえますか、御協力いただいている先生方は20人ほどいらっしゃいます。

一方で、ここに書かせていただいておりますのは、人材育成などをして強化するということとございまして、先ほどのSNP同様に、今年度から予算化をして形質鑑定の専門家の人材

育成についての研究を進めてまいりたいということで、ただいま契約手続を進めているところでございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

浜井先生、今の御説明でいかがでしょうか。

○浜井構成員 ありがとうございます。

センターに関していうと、段階的に整備すると記載もございませし、そのようなお答えだったのですけれども、最終的には、その建物というか、そういったものも伴った形で、そこで一元的・集中的に鑑定するということを目指してこのセンターを整備していくという理解でよろしいかどうか。ここだけもう一度確認させていただきたいと思えます。

○戸部座長 事務局から御説明をお願いいたします。

○泉援護企画課長 鑑定センターでございませが、現在、作業を立ち上げるための内部的な準備を進めておりますけれども、浜井先生からありました御質問は、将来的には別の陣容を整えるかという趣旨の御質問だったと思えます。現在、立ち上げますと、執務室は厚生労働省の今の執務室の中になりますけれども、将来的に分析装置を備えなければならない状況になりましたときには、当然そのようなしつらえのところで業務を行うことになってくるものと思っております。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

浜井さん、これでよろしいでしょうか。

○浜井構成員 分かりました。ありがとうございます。

○戸部座長 ほかに、構成員の方々からこの第3の部分について御質問や御意見はいかがでしょうか。

竹内先生、何か御意見を頂戴することはできますでしょうか。

○竹内構成員 竹内です。

特にコメントというか、意見等はございませが、こちらにまとめていただいた見直しの方針に従ってしっかりとやっていただくと。その際には、事後検証、見直しによる効果等の測定、その辺りについてしっかりと検証しながら、必要があればさらに軌道修正などを実施していただければよろしいかと思えます。

○戸部座長 どうもありがとうございます。

お2人のオブザーバーの方々からは何か御意見あるいは御質問がおありでしょうか。

○畔上氏 この件については、特にございません。

○戸部座長 ありがとうございます。

竹之下さんはいかがですか。

○竹之下氏 先ほど、申し上げたいことは全部言ってしまいましたので、今、この時点では特にございません。

○戸部座長 ありがとうございます。

第1、第2、第3、第2章全体についての御質問あるいは御意見を頂戴しましたので、全体について何か付け加えておきたいということがございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○浜井構成員 1点、お尋ねというか、確認をしておきたいことがございます。

今回の遺骨の取り違えの問題が出てきまして、2つのチームから報告書を頂き、有識者会議としても報告書を取りまとめ、今日、見直し案を出していただいたわけですが、今回のこの調査結果、厚労省の中での検討も踏まえまして、今回の事案に対する責任者等の処分は行われたのかどうかということについて確認をしておきたいと思います。

本日、事務局側の出席者としては社会・援護局の方々のみということで、もしかするとその点について直接お答えできる立場にないのかもしれませんが、この責任者等の処分についてどういう状況なのか、もし適切な方がいれば、どういう処分になったのかならなかつたのかも含めて、教えていただきたいということでございます。もし適切に御説明できる方が今日はいらっしゃらないようであれば、この点について、改めてどういう処分がなされたのか等についての報告をしていただきたいということでございます。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

事務局から御説明をお願いします。

○泉援護企画課長 ただいま職員の処分についての御質問がございました。私ども、こちらに今おりますのが社会・援護局の職員でございますので、職員の処分の関係については、回答できる適切な者がいない状況でございます。しかし、しかるべく調査をし、必要であれば必要な措置を講じるというのが一般的な答えになろうかと思えます。

以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

浜井先生、よろしいですか。

○浜井構成員 この点については、昨年12月23日の有識者会議でも佐藤企画官から処分の検討をするという発言がありましたので、しかるべく検討していただいて、この有識者会議で報告をしていただきたいと思えます。

以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかに、何か御質問あるいは全体についての御意見がありましたら、コメントでも結構ですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、私から一言だけ申し上げたいと思えます。

今日御説明いただいたこの対応策は、2つの報告書、有識者会議の取りまとめ意見をよく踏まえてつくられたと思えます。

ただ、問題は今後の実行にありますので、単なる書き物に終わらずに、ぜひ早く実行の

方向に向けて進んでいただきたい。既に、この取り違え事案と呼ばれるものについて、遺骨収集事業が頓挫といますか、少し遅れつつありましたところに、今回のコロナの事案もあってさらに遅れがちになっております。これは致し方のない部分もあるかと思いますが、ぜひ事案をプラスの方向に転じるような措置を早く取っていただいて、いい経験として生かしていただければありがたいと思いますし、それが国民の声に応えることになるのではないかと思います。

老婆心ながらも一つだけ付け加えますと、やはり御遺族の心情がかなり重い部分を占めると思いますので、収集事業に伴う慰霊の問題とか、その辺については、厚労省側として手厚い配慮をお願いしたいと思います。

それでは、厚労省側から何かほかにお話がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

○泉援護企画課長 この締めくくりにあたりまして、審議官の辺見から御挨拶申し上げたいと思います。

○辺見審議官 辺見です。

会議の終了にあたりまして、一言、申し上げさせていただきたいと思ひます。

本日も、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

昨年9月19日に戦没者遺骨のDNA鑑定人会議において日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されながら適切な対応が行われてこなかった事例を公表して以降、有識者会議におかれましては、精力的に御調査と御審議を頂きました。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

前回、14日のこの会議でおまとめいただきました御意見におきましては、問題点につきまして厳しく御指摘いただくとともに、事業実施体制について、新しい技術の支援や導入、また、鑑定プロセスの多岐にわたる諸事項を科学的見地から一元的に管理・運用する組織体制を構築すること、組織における課題として、科学的所見に対する理解と対応、担当部署における垂直的・水平的な情報の共有、不都合な問題の公表の在り方など、将来に向けて非常に重要な御意見を頂いたところでございます。また、有識者会議としての御意見の取りまとめに至る過程におきましても、多くの貴重な御意見を頂きました。

私ども、遺骨収集事業に携わる者として、改めて真摯に反省し、本日、抜本的な見直しの方針を御説明させていただきました。本日、この場でまた様々な御意見を頂いたところでございますけれども、そうした御意見もしっかりと受け止めまして、着実に戦没者遺骨収集事業の実施に取り組んでまいり所存でございます。新たな体制の構築や今後の事業の実施については、随時有識者会議において御報告させていただくこととなりますので、引き続き、御指導、御助言いただきたくお願い申し上げます。

一日も早く御遺骨を、日本、そして、遺族の元にとの遺骨収集に対する御遺族の思いをしっかりと受け止めて遺骨収集事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ引き続き御指導のほどお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

○戸部座長 事務局から何か御連絡はありますでしょうか。

○泉援護企画課長 次回の会議の開催時期については、別途御相談させていただきますので、よろしくをお願いします。

○戸部座長 それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了することにいたします。

長い間、御協力をありがとうございました。

これで散会いたします。